

議案第 7 号

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

平成29年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成3年川崎市
条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「580,000円」を「560,000円」に改める。

第4条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年
川崎市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条中「750,000円」を「720,000円」に改める。

第4条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

第7条第1項中「100分の30」を「100分の31」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「830,000円」を「800,000円」に改める。

第4条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

第7条第1項中「100分の30」を「100分の31」に改める。

（川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第4条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「810,000円」を「780,000円」に改める。

第4条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

第7条第1項中「100分の30」を「100分の31」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市特別職報酬等審議会の答申及び意見に基づく市長及び副市長の給料の額の改定並びに地域手当及び退職手当の支給の割合の変更に伴い、常勤の監査委員の給料の額の改定及び地域手当の支給の割合の変更を行い、並びに上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長の給料の額の改定並びに地域手当及び退職手当の支給の割合の変更を行うため、この条例を制定するものである。